

新潟県教育委員会告示第9号

新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月29日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程（昭和50年新潟県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教職員 新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第1条に定める職員のうち、校長（園長を含む。）、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師（日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さずに常時勤務する者として採用される者に限る。<u>第5条において同じ。</u>）、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎主任指導員及び寄宿舎指導員並びに<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第1号に基づき任期を定めて採用される者（以下「育休任期付職員」という。）</u>をいう。</p> <p>(3)～(12) (略)</p> <p>(13) 育児休業 <u>育児休業法第2条の規定による承認を受け、その職を保有したまま職務に従事しないことをいう。</u></p> <p>(14)～(23) (略)</p> <p>(職名)</p> <p>第3条の2 教職員（育休任期付職員を除く。）の職名は、<u>校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎主任指導員及び寄宿舎指導員とする。</u></p> <p>2 <u>育休任期付職員の職名は、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。</u></p> <p>(免許状等の資格区分)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教職員 新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第1条に定める職員のうち、校長（園長を含む。）、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師（日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さずに常時勤務する者として採用される者に限る。<u>以下同じ。</u>）、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎主任指導員及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>(3)～(12) (略)</p> <p>(13) 育児休業 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定による承認を受け、その職を保有したまま職務に従事しないことをいう。</u></p> <p>(14)～(23) (略)</p> <p>(免許状等の資格区分)</p>

第4条 教職員の採用に係る免許状等の資格区分は、次の各号のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 養護教諭及び養護助教諭 養護教諭普通免許状を所有する者とする。

(7)～(9) (略)

(採用等)

第5条 (略)

2～5 (略)

6 実習助手(育休任期付職員を除く。以下この条において同じ。)及び寄宿舍指導員(育休任期付職員を除く。)の採用は、当該年度の「新潟県立学校実習助手及び寄宿舍指導員の採用選考検査」を受検した者の中から選考により行うものとする。

7 育休任期付職員の採用は、「新潟県公立学校育休任期付職員採用選考考査」を受験し、「新潟県公立学校任期付職員(育児休業代替・教育職)採用候補者名簿」に登録された者の中から別記第1号様式による校長の内申を得て行うものとする。

8 第1項から第6項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項から第6項までに規定する選考検査受検者以外の者を、選考により採用することができるものとする。

(1)～(3) (略)

(採用の制限)

第6条 前条第5項、第6項及び第8項の規定にかかわらず、離職した後1年を経過しない者は、原則として採用しない。

第7条 削除

(採用月日)

第8条 採用は、原則として4月1日とする。ただし、育休任期付職員の採用は、育児休業を取得する教職員の休業開始日以降とする。

(休職及び復職)

第13条 休職は心身の故障のある教職員について、医師があらかじめ診断を行い、正常な勤務ができなくなったと認められる場合に行う。

2 復職は、休職中の教職員について医師があらかじめ診断を行い、休職の理由がなくなったと認められる場合に行う。

3 (略)

第4条 教職員の採用に係る免許状等の資格区分は、次の各号のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 養護教諭 養護教諭普通免許状を所有する者とする。

(7)～(9) (略)

(採用等)

第5条 (略)

2～5 (略)

6 実習助手及び寄宿舍指導員の採用は、当該年度の「新潟県立学校実習助手及び寄宿舍指導員の採用選考検査」を受検した者の中から選考により行うものとする。

7 前各項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、前各項に規定する選考検査受検者以外の者を、選考により採用することができるものとする。

(1)～(3) (略)

(採用の制限)

第6条 前条第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、離職した後1年を経過しない者は、原則として採用しない。

(職名)

第7条 教職員の職名は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舍主任指導員及び寄宿舍指導員とする。

(採用月日)

第8条 採用は、原則として4月1日とする。

(休職及び復職)

第13条 休職は心身の故障のある教職員について、委員会の指定する医師2名があらかじめ診断を行い、正常な勤務ができなくなったと認められる場合に行う。

2 復職は、休職中の教職員について委員会の指定する医師2名があらかじめ診断を行い、休職の理由がなくなったと認められる場合に行う。

3 (略)

(辞令書)

第16条 第3条第3号から第23号までに掲げる行為を行う場合は、別記第2号様式による辞令書を交付して行う。ただし、同条第4号から第8号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

(第2号様式) (第16条関係)

辞令書

(略)

辞令書記入要領

I・II (略)

III (発令事項) 欄の記入

(略)

1 採用

(1)～(4) (略)

(5) 教諭、講師(日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さずに常時勤務する者として採用される者に限る。)、養護教諭又は栄養教諭の場合

(略)

(6) 実習助手(育休任期付職員を除く。)又は寄宿舎指導員(育休任期付職員を除く。)の場合

(略)

2～21 (略)

22 育休任期付職員の採用等

(1) 講師又は養護助教諭を採用する場合

新潟県公立学校教員に採用する(地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号による)

〇〇に補する

教育職1級に決定する

〇号給を給する

新潟県立〇〇高等学校〇〇分校勤務を命ずる

〇〇課程担当を命ずる

期間 年 月 日から

年 月 日まで

(2) 実習助手又は寄宿舎指導員を採用する場合

新潟県公立学校〇〇に採用する(地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号による)

教育職1級に決定する

〇号給を給する

新潟県立〇〇高等学校〇〇分校勤務を命ずる

〇〇課程担当を命ずる

期間 年 月 日から

(辞令書)

第16条 第3条第3号から第23号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。ただし、同条第4号から第8号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

(別記様式)

辞令書

(略)

辞令書記入要領

I・II (略)

III (発令事項) 欄の記入

(略)

1 採用

(1)～(4) (略)

(5) 教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭の場合

(略)

(6) 実習助手又は寄宿舎指導員の場合

(略)

2～21 (略)

年 月 日まで	
(3) <u>育休任期付職員の任期を更新する場合</u> <u>任期を 年 月 日まで更新する</u>	
(4) <u>育休任期付職員の任期の満了</u> <u>任期の満了により退職した</u>	

第2条 新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程の一部を次のように改正する。
別記第2号様式の前に次の1様式を加える。

別記

第1号様式（第5条関係）

所属名	
所属コード	

新潟県教育委員会 様

新潟県立

第 号
年 月 日

学校長

育休任期付職員の任用について(内申)

下記のとおり内申します。

記

任用発令年月日	年 月 日	任用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
職 名		担当教科				
ふりがな 氏 名		課程	全・定・通	本・分校の別	本校・分校	
職員コード		性別	男・女	年齢	歳 (年 月 日生)	
給 料	※ 級 号給					
免許状の種類 (取得年月日)						
最終卒業学校 (専攻科目)						
任用理由						
備 考						

添付書類 宣誓書

注1 「給料」欄 ※は記入しないこと。

注2 「任用理由」欄に育児休業を取得する職員の氏名及び休業期間を明記すること。また、期間更新の場合は、期間更新であること及び前回の発令期間を記入すること。なお、期間更新の場合は、添付書類は不要である。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。